

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

計画書

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（長久手市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 1.0ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第 14 条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

理由書

理 由 書

1 生産緑地とは

生産緑地は、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に着目して、公害や災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境形成を図ることを目的としている。

2 生産緑地地区の指定要件

現に農業の用に供されている農地等であって、次の要件を全て満たすもの

- (1) 公害や災害を防止し、都市の環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- (2) 面積が一団で 500 m²以上であること。
- (3) 農業の継続が可能な条件を備えていること。

3 生産緑地地区内における行為の制限

生産緑地地区は、農地等として管理することが義務づけられているため、建築物等の建築、土地の形質の変更等は、原則としてできない。

4 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由

- (1) 買取りの申出があった場合において、その申出の日から 3 か月以内に所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く。）が行われなかった場合
- (2) 公共施設等の敷地（用地）となった場合
- (3) 土地区画整理事業の仮換地指定に伴う場合
- (4) これらの変更によって、残った農地では生産緑地地区としての指定要件を欠く場合

5. 今回の都市計画変更の理由と内容

理由番号	除外（訂正を含む）		指定（訂正を含む）		合計	
	団地数	面積（m ² ）	団地数	面積（m ² ）	団地数	面積（m ² ）
4-(1)	-2	-1803.95	-	-	-2	-1803.95
4-(2)	-	-	-	-	-	-
4-(3)	-	-	-	-	-	-
4-(4)	-	-	-	-	-	-
計	-2	-1803.95	-	-	-2	-1803.95